財務省	平成二十三年九月三十日までの間	七二、八九三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	平成二十三年九月三十日までの間	二、二二九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十三年十月一日から同年十月三十一日までの間	二、一九一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	平成二十三年六月三十日までの間	一九、三二四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十三年七月一日から同年九月三十日までの間	一九、三一四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一九、三一一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	平成二十三年九月三十日までの間	八、六五四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	平成二十三年九月三十日までの間	六〇、三四五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	平成二十三年九月三十日までの間	一、二八三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五二、五〇七人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一六人は、検察庁の職員の定員とする。

3　新令第二条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
国家公安委員会	平成二十三年八月三十一日までの間	七、七三九人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、〇四四人は、警察官の定員とする。
	平成二十三年九月一日から同年九月三十日までの間	七、七四一人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、〇四六人は、警察官の定員とする。
金融庁	平成二十三年十月三十一日までの間	一、五三八人	
消費者庁	平成二十三年六月三十日までの間	二六〇人	

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　**直**人

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第六十四号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を第三十四号とし、同項第三十二号中「第二十七号」を「第二十八号」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第十七号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　外務省の所掌に係る経済協力に関する評価に関すること（前号に掲げるものを除く。）。

第三条第二項中「第二十七号」を「第二十八号」に、「同項第二十八号から第三十二号まで」を「同項第二十九号から第三十三号まで」に、「同項第三十三号」を「同項第三十四号」に改める。

第十一条第十三号中「同号ロ及びハに掲げる事項にあっては、」を「同号イに掲げる事項にあっては大臣官房の所掌に属するもの、同号ロ及びハに掲げる事項にあっては」に改める。

第十七条第三項中「同項第三十三号」を「同項第三十四号」に改める。

第十九条中第二十号を第二十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　外務省の所掌に係る経済協力に関する評価に関すること（前号に掲げるものを除く。）。

第三十二条に次の五号を加える。

三　薬物及び国際的な組織犯罪に係る外交政策に関すること。

四　前号に規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

五　第三号に規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

六　第三号に規定する事項に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

七　前三号に掲げるもののほか、第三号に規定する事項に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。

第三十五条第一号中「、人道、薬物及び国際的な組織犯罪」を「及び人道」に改める。

第四十二条第一号中「キリバス」の下に「、クック諸島」を加える。

第七十条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条第九号中「総合外交政策局及び」を「大臣官房及び総合外交政策局並びに」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号を同条第九号とする。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

外務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　菅　**直**人